

施工条件明示書

1. 作業時間及び関連業者について

(1) 本工事における施工時間帯は、以下のとおり見込んでいるが、関係機関との協議・調整等により、時間帯の変更が必要となった場合は、別途協議するものとする

1) 夜間作業 21:30～5:30（準備・後片付け等を含む）

(2) 受注者は、必要に応じて本工事と関連する関係者と十分に協議のうえ、相互協力して円滑な施工に努めること。関係者として、以下を見込んでいる。

1) 公社が発注する交通管制業者

2) 公社が発注する保守業者（電気通信設備保守点検、ETC設備保守点検等）

3) その他公社が発注する工事又は業務の施工業者

2. 工事用車両について

(1) 工事用車両（資機材運搬車両、規制車両等）

工事用車両の現場出入りは以下のとおり見込んでいる。

※積算においては、「2. 損料」にて計上している。（業務を受注する業者が、自社保有しているものと想定する。）

1) 資機材搬送用 2トン積トラック（普通車）：1台 施工箇所1か所につき2日分（計2台）

2) 規制車（普通車）：1台 施工箇所1か所につき4日分（計4台）

内訳は以下のとおりとする。

・資機材搬入：1日（資機材運搬車両、規制車両等）

・仮設UPS据付：1日（規制車両等）

・仮設UPS撤去、資機材搬出：1日（資機材運搬車両、規制車両等）

・総合試験：1日（規制車両等）

なお、本工事は作業用通行証等の貸与により料金徴収を免除する予定であるため、有料道路利用料は計上しない。

3. 安全対策について

現道路交通及び工事用車両を安全に誘導するため、交通誘導員を延べ72人（1か所交通誘導員A1人/日（海田料金所のみ交通誘導員A及びBの各1人/日）*4日交代要員無し）配置するよう見込んでいる。内訳は以下のとおりとする。交通誘導員の配置方法等、詳細については、別途監督員と協議を行うこと。

・資機材搬入：1日*1人

・仮設UPS据付：1日*1人

・仮設UPS撤去、資機材搬出：1日*1人

・総合試験：1日*1人

4. その他

(1) 本工事の施工に伴う各関係機関との協議・調整等を積極的に行うとともに、それに伴い監督員が指示した資料作成についても迅速に行うこととする。

(2) 積算基準については、「広島高速道路公社土木工事積算基準（令和7年8月）」によるものとし、共通仮設費率、現場管理費率は大都市を考慮した補正を行うものとする。

(3) 部分使用

本工事において、完成検査・引渡し前に設備工事の完了部分を発注者が使用する場合は工事請負約款第33条の規定に基づき部分使用協議を行うものとする。

なお、本工事はETC機器の更新工事のため、部分使用の時期は更新の都度とする。

(4) 更新作業時にも安定した電力を供給できるよう、仮設UPS等を設置すること。なお、設計書は仮設UPSを新規製作することを想定している。また、仮設UPSの機器費に、仮設に必要な付属機器や配線ケーブル（20m程度を想定）等の資機材を含めるものとする。ただし、仮設UPSを設置できない事由がある場合は別途協議の上、施工方法を計画する。

(5) 事前に行うソフトウェア改造や設定作業は機器単体調整費用に含むこととする。

(6) 無停電電源装置の撤去品については、一旦、宇品管理基地内倉庫へ保管し、その後処分場へ搬送することを見込んでいる。

【集約保管場所】 広島高速道路公社 宇品管理基地倉庫（広島市南区宇品海岸3-3-4）

【処分先】 東広島市黒瀬町小多田新立100016-88

【搬送距離】 29.5km

【処分費用】 平日昼間の受入費用

【搬送用トラック】 クレーン装置付トラック2トン積・2トン吊（登録単価SQ601）

【搬送重量】 1回あたり0.6トン（全17回の搬送を想定している）

(7) 施工業者の倉庫等から施工場所への往復は機器搬出・搬入時間含めて1作業日につき2時間を想定している。

(8) 本工事の現地着手時期については、機器製作期間を1年程度と見込み、令和9年度より工事着手を見込んでいるが、機器製作の進捗状況により詳細な工事着手時期を別途協議し決定するものとする。